

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

令和6年11月22日(金曜日)大阪市職員労働組合連合会(市労連)との交渉の議事録

(市)

では引き続き、諸手当と非正規の関係で給与課のほうを進めさせていただく。まず、回答案配らせていただいて、回答案を読み上げさせていただいた後にやり取りを進めさせていただければなと思っている。

では、諸手当の部分について、住居手当については令和元年度、本市人事委員会から本市における住居手当の在り方について国や他都市状況等を注視しながら調査研究していくとした意見が出されているところであり、今後の動向に注視してまいりたい。扶養手当については人事委員会の勧告を踏まえ、別紙のとおり改定することとする。通勤手当については令和4年4月1日に認定基準の見直しを行ったところであるが引き続き、制度内容について十分な検証を行うと共に必要に応じて協議を行ってまいりたい。こちら、網かけしている部分について、改定を予定しているので網かけ部分を変更させてもらっている。こちら、次回に別紙のほうはご提案させていただくということできさせていただきたいと思っている。16、夜間勤務手当及び超過勤務手当(深夜超勤を含む)の支給率については、本市職員の水準が他都市と同水準であることを踏まえると、改善を図ることは困難である。こちら昨年と同様の回答になっている。18、その他(7)の部分である。任期付職員の給与については総務省通知等を踏まえ正規職員と同様の制度と共に通勤手当の支給方法については月途中で採用された場合等の特例を設けているところである。会計年度任用職員制度については地公法改正の趣旨を踏まえ、総務省通知等を参考に他都市との均衡を考慮して設計したところであるが、引き続き、運用実態を注視するとともに、勤務労働条件に関する課題が生じた場合には、十分な交渉協議等行ってまいりたい。こちら給与課部分ということで回答させていただいている。19番、新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが5類感染症となり、国家公務員における新型コロナウイルス感染症の特例措置が廃止されたことから、本市においても同様に廃止している。今後新たな感染症が発生した場合には、適宜国、他都市状況も踏まえ検討してまいりたい。こちら昨年と同様の回答になっている。18番の(8)災害のところであるが、例年どおり、こちら人事課のほうから回答のほうさせていただくということで、整理させていただいている。以上が現時点での給与課からの回答案となっている。

(組合)

扶養手当のところまず、中身はいいのだが、数字をまたもらいたいのだが、前、事務折衝一発目でもらった。

(市)

基礎資料のものだろうか。

(組合)

そうである。これはたぶん数と、でもそれあれか、中身、中身出てからというか、これ、人勧踏まえと書いてあるから人勧どおりにやるのだろうが、そうしたときに、どう言ったらいいのだろうか。

(市)

どういう動きをするかみたいな感じか、額が。

(組合)

結局お金の動きがどうなのかということで、これ手当総額が前入ってあるのだが、で、この前もらった表で言ったら、人数だな、これ。

(市)

はい。

(組合)

これ、でも、単純にこの人数かけるでいいのだろうか。お金出そうと思ったら。

(市)

お金出すというのは。

(組合)

手当額的なことを出す。

(市)

1人当たりの手当額というところか。

(組合)

1人当たりじゃない。1人当たりじゃなくて、こう、いわゆるこの9,900万ってお金があるではないか、この行政職のほうでいうと。

(市)

はい。

(組合)

1枚目のやつでいうと。この内訳ってこと、これを言いたい。

(市)

配偶者がどれだけ。

(組合)

そう。

で、これってでもかけ算して、それになるか。

(市)

そうなるはず。この配偶者のところ人数は出ている。

(組合)

それぞれの内訳が知りたい。総額ではない。

(市)

配偶者の人、配偶者で扶養手当もらってる人だったら総額幾らかみたいな話か。

(組合)

うん。で、子どものとこだったら、これ幾ら。加算はこれたぶん1,000円かけるだけだろう、きっとこの数に。

(市)

この数に6,000円。

(組合)

これは職員の数なのか、今さら聞いて申し訳ないが、これ職員の数。

(市)

職員の数である。

(組合)

子どものところは、子どもの数。

(市)

はい。

(組合)

子の手当をもらってる職員の数やね、たぶん、これ。子どもの数かな。子どもの加算は拾えないか。

(市)

だから、職員1人に対してお子さん2人いたら2つて出ているのかどうかみたいな話か。

(組合)

そうそう。それじゃなかつたら、たぶん、かけ算しても出ないだろう。

(市)

確かに。そこ確認させてもらっていいか。

(組合)

はい。要はそれが知りたい。はっきり言つてしまつたら人勧で、その原資使ってやれよって言っているのだから、じゃあ原資が幾らあって、あの給与改定と一緒にどう。原資が幾らあって、この原資をこれだけ回して、市側の持ち出しこれだけ増えるよとか、原資がこれだけ余るよみたいな、たぶん話をちょっとしたいので、それができる資料をいただきたいと思っている。それと、一旦扶養手当は、そう、まずデータをもらいましょうかねという話と、通勤手当だが、これ一応国と市と勧告、たぶん違うかったと思う。

(市)

はい。

(組合)

勧告でいくと、変な言い方をしている。要はこれ、今の案だったら変えないよって理解でいいのだろうか。

(市)

そうである。

(組合)

ただ、こっちはあれか。あんまりその、人勧がどうとかという言い回しにはなっていないのだが、それはそれでいいのだろうか。それをもって変えないよという、こう理解をしていいか。

(市)

今回の人勧に基づいて通勤とかを触るかというと。

(組合)

触らないから特に書いてないってことだな。

(市)

そうである。

(組合)

はい。18ページのところでいうと、本市においては市域の勤務が基本であり、広域の異動や採用時からの単身赴任は前提としないことなど、国とは異なったことが見受けられる。このことから本市における通勤手当云々かんぬんって言える状況にないと書いてあるが、これをどう受けたら、国の場合ってもちろん異動というのがあるので、それ分かる。ただ、この人勧が書いている採用時からの単身赴任を前提としないことというのが、何で前提としないんだろうと思ってて。要は、青森の人が大阪に就職するということを前提としないと言ってるんだろう、これは。

(市)

人勧のほうで言っている、採用のときから単身赴任を前提としないと言っているのは、いきなり、こう基本大阪市職員は大阪市に勤める。大阪市域の官舎のどこかに勤めるというのが前提となっていて、それ以外であるとしたら、たぶん東京事務所とかだと思う。で、いきなり東京事務所とかに配属されるってことは想定されていないよということで、その言っていたいていた、その青森なり、その沖縄とかの人が、その現地にご家族を残して、大阪市に採用されるというのはあるかもしれないが、想定されない、考えられない、その絶対ないんだろう、そういう場合というわけではないと思うが、現時点では、大阪市では、そういう人たちまでを支給対象に広げるという状況ではないのかなと考えている。

(組合)

これでもね、国は違う、そんなこと言ってんのと。国は、さっきのケースでいうと、遠いところに家があって、そこから採用されて単身赴任するケースを指している、國の人勧は。でも、それを大阪市は前提としないって言っているので、その今係長がおっしゃった

ことが本当なのであれば、たぶん人勧理解して書いていないはずである。でも、それはそういうことじゃなくて、大体そう、そんなの、そらそうなのである。入った人にいきなり単身赴任させるかということなので、そんなことを前提としない。わざわざ書かない。でも國の人勧は、今ぱっと見つけられないが、そういうことは書いていない。僕が初めに言った青森の人が大阪に来て、家族置いてきて単身赴任するよねってことを書かれてある。これはたぶんそのはずである。そこは、実は、人事委員会に聞いた、そうしたらごによごによつて言っていた。で、そこは、要は、この前提としないというのは、絶対におかしいと思っている。そんなの絶対遠いところから来る人なんかはいるのだから、その人たちのために通勤手当上げましょうかという趣旨も入っている。もちろん係長のおっしゃった部分もあるとは思う。それがないとは言わないが、趣旨は、そういうこと。いろんなところから人集めるために通勤手当を上げましょうかという趣旨なんで、その、いきなり単身赴任させないよってことじやなしに、いろんなところから集めるために通勤手当の上限を上げるって理屈なんで、それでいくと大阪市も全然例外じやなくって、実際そういうことをしては人というの補足できないと思う、今。

(市)

今、対象にはしていないので。

(組合)

そうである。していないから、だから僕は、その人のために上げるべきだと思っている、通勤手当は。だから、ここは、もしかしたらお互い解釈を間違えてる可能性もあるので、たぶん。

(市)

前提として、国ってどこに行かされるかも分からぬというのはあると思う。

(組合)

それもある。もちろんある。

(市)

それもあると思う。

(組合)

それもある。申し訳ない自分が発見できないから。

(市)

國の人勧か。

(組合)

そう。採用、54ページにある。人勧の54ページの、しかしながら、近年、人材確保の困難性が高まり、民間人材の採用促進、再試験の合格有効期間の延伸とかなんとかの進む中で採用志望者の年齢層が広がり、採用時から新幹線通勤や単身赴任を余儀なくされる職員が生じる。このように、また人材確保に資するよう採用に伴い新幹線にかかる通勤手当や単身手当の支給要件を満たした・・ということを書いてるんで、これは別に何だろう、その勤務地が遠いからってことだけではなくて、どう言つたらいいか、もともとの家が遠いってケースも普通に考えられるので、うちの場合でいうと。だから、こここの前提としないというのは、異動がある、ないって関係ないと思っている。だからたぶんこれは、その人事委員会もうちょっと踏み込んで実は聞きたいところではあるが。

(市)

ただ、そこって、国が言っているのって人材確保というところがあつて、多分どこまでどう対象にしてやるかというのって、各都市事情いろいろあるとは思つてはいる。大阪市では、現時点では、国とは違つて、市で働くというのが、あらかじめ分かつてると思うので、そこまで手を広げて、そこをもう措置するという今の段階でいうと、そこまでではないのかなというところなので。

(組合)

でも、寮とかがあればいいのだが、今ない中で、この間聞いたら3人いるって言つていたではないか、実態として。55,000円を超えてる人が3人いると前。

(市)

確か3人。

(組合)

2, 3人いて。

(市)

3人、数人いる。

(組合)

まあまあ数的には、そんなにいないのだが。今この場で結論ということはたぶんなり得ないので、うちとしては、そういう取り方をしているということだけ、一旦お伝えをして

おく。それで、もし違うのなら、それは違うと人勧もそういうことをしないよと。そういう意味での前提としないって書き方だよって言うのであれば、まあ、それはそれでいいかどうかは、その後、決めるが、もしそう人事委員会が言い切るのであれば、あ、そうかということにはなるのだが、それが通勤手当のところ。それで、もう一個これ会計年度のところ、これって回答変えてないのだな。

(市)

そうである。

(組合)

これ、うちが言いたかったのは、あれである。6月だったか、今年の。

(組合)

それ、たぶん人事課のほう。

(市)

そう、それ。

(組合)

あ、そうか。そちらか。

(市)

そう、なので今うちのものは給与課の部分について、ここ一応、途中なので消すとややこしいので全部。

(組合)

了解。

(市)

一緒にさせてもらって、この、今年増やした部分だろう。

(組合)

はい、大丈夫である、それなら。あと通勤等、あとこれ全然関係ない話で申し訳ないのだが、単身赴任手当って、こっちでご家庭を持たれていて、さっき言ったみたいな東京事務所行けって言われて単身赴任手当出るではないか。あっちに行って、あっち行った人が、まあ、もともとお付き合いされてる方がおられて結婚するってなったときには出な

いのか。

(市)

大阪にもともと働いて東京事務所に行ってくださいって人事異動があって、で、こっちで結婚して、その人と今こっちで住んでいます。

(組合)

じゃなくて、こっちにおける人。

(市)

もともと、異動するときに別々に住んでるってことだろうか。

(組合)

そう。

(市)

別に住んでいると。

(組合)

そこは出ないのだな。

(市)

そこはだめだったと思う。同居しているというような。

(組合)

いや、そのどこが基点なのかなと、そのやはり単身赴任、でも、要は異動が出た時点で、こっちにこう。

(市)

一緒に住んでなかつたら。

(組合)

住居というか、こう、構えとかんと、それは適用されないものなのだろうかってことを少し聞きたかったので、また見ていてほしい。そんな方が出たって聞いたので。そうである。

(市)

何か、あれだろ。結婚、行ったときは独身で一緒に住んでなくて、で、行ってる最中に結婚したみたいな。

(組合)

そう、結婚したというケースがあった。それで、そんなのもう戻ってくるの分かっているから向こうに住まない、2人で。

(市)

まあ、確かに。

(組合)

それは別で。また見ていて、何か明記されてるところがあるのであれば教えてほしい。

(市)

分かった。確認する。

(組合)

言いたいことは以上である。

(組合)

関連してよいか。

通勤手当については、大阪市との部分で人事委員会勧告のほうともあったが、この回答案で示されている住居手当については書き方はたぶん、国にならってというような書き方の中なので、そこに対してもちょっとした違和感は、正直覚えてるところ。

再任用の。いや、答えの。答えのところ。

(組合)

住居手当については、国や他都市の状況を注視しながらというところでありながら、通勤手当については違うというような書き方、おっしゃっていたので。この令和元年度のときどうだったか今出てこないのであれば。

それはたぶんさっき自分が言ったのに似ていて、人事委員会が変なこと言ってるだろ。ということだな。

(市)

あまりよく分からぬのだが。

(組合)

たぶん、住居手当のところの書きぶりは、たぶんこれ令和元年度のときの話なんだろうということなのだが、その在り方について、国や他都市を注視しながら調査研究していくと人事委員会が言つてると。

(市)

はい。

(組合)

今後の動向を見るよというのが、市側の回答になっていると。で、今回、国のはうは、再任用のところに住居手当を出すよ。再任用のはうの話をしてるんだろう、ちがうのか。

(組合)

単身赴任とか。

(組合)

ちがう、再任用の住居手当ではないのか。

(組合)

通勤手当との差異、捉え方というか。人事委員会勧告であつたら、単身赴任も可能だが大阪市では前提としないことなどといって、これ人事委員会かも分からぬので。それは人事委員会の話である。市側の話ではないだろう。

(組合)

そうである。

(組合)

それは人事委員会の話である。何かてつきり再任用の住居手当の話かと思った。ちがうんだな。再任用の住居手当の話もあるのだが。確かに、でも、自分が引っかかったのは、そこではなくて、国の状況注視するは、でも人事委員会が言つてるとか、何か確かに、先ほどこちらが言ったことと自分が今思つてることは若干違うのだが、その住居手当のところが国と他都市の状況注視してという、言つてるのであれば、国のところにならわぬのかということだと思ったのだが。

でも人事委員会から今度はでも、国とは違うって言つてるから。

(組合)

そうである、はい。違うと言つてるのである。

(組合)

この、確かにこの書き方、違和感は感じるが。

(組合)

実は、このとき、令和元年のとき、やはり人事委員会に対して思うところだが、持家手当とかたぶんこのときやめたのだろう、令和元年度ぐらいだったら。

(組合)

そうだろう。だから、その話を指して言つてはいる。

(組合)

そうだな。

(市)

もうちょっと前だったような気はするが。

(組合)

あれか、あの支給率、支給額を少し上限上げたのか。

(市)

それ、29とかではなかったか。

(組合)

あ、そうだな。持家はもっと前だから元年とかではない。

(市)

たぶんもう少し前。令和に入ってないと思う。

(組合)

入ってない。たぶん全然入ってない。持家は、だって僕ももらっていないから、かなり前である、たぶん。

(組合)

じゃあ、違うのか、はい。

(市)

確か令和元年とかいう話ではなかった。

(組合)

話ではない、もっと前である。

(組合)

あれってたぶん、令和元年って52,000か何かの上限を56,000か何かに上げたときとかだったか。

(組合)

知らない。忘れた。何だろう、これ。

(市)

確かに何か触ってるっぽいのは。

(組合)

それはまた調べよう、こっちでも。

扶養手当の関係だが、おそらく勧告どおりには引き下げ、配偶者に関する手当の廃止に向けてかなと思う、この配偶者の関係についても、やはり、本当に自分の意志で、やっぱりその扶養に入っていたいという人にとっては別に特段問題はないかと思う。ただ、家庭の事情、介護であったり、育児、これどうしても働きたくても働けない配偶者がおられる家庭にとって、この6,500円がなくなるということについては、かなり切実な問題であって、何かしら、そういうところ、手当が必要かなと思う。大阪市のところでも大阪市未来都市創生総合戦略の中では、子育てを含めて働きやすい、大阪市をつくっていこうねという大阪市として施策を考えてる中で、片やこういったところ、何か、分断というのではないのだが、一旦ここ切りにかかるってところに関しては、どうなのかってところがあるので、あくまで勧告は理解できるのだが、その引き下げるこことによって影響が出る職員についてどう考えているのか、思っておられるのかというところで。

(市)

扶養のほうの関係は、次回、提案させてもらってからという話でまとめさせてもらっても大丈夫か。

(組合)

わかった。

(市)

まだ提案の内容もさせてもらっていない状態なので。そういうご意見があるというのを踏まえて次回させてもらえたたらと思っている。

(組合)

お願いする。

(組合)

手当はそもそも、あんまりうちも書いてなかったからあれだが、さっき言いかけた、再任用の手当のとこも基本は市人勧にならって何もしないよって理解だな。

(市)

そうである。

(組合)

そこは、あくまでさっきの通勤手当は一緒だが、結論、自分が言った話は、置いて結論としては、国とは違う大阪市の状況があるので、國の人勧ではこう言っていたが、大阪市はしないよと、そういう理解だな。

(市)

そうである。

(組合)

分かった。はい、大丈夫。。

(市)

一旦、この後、日程の関係で。